

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領の改定概要

山形県県土整備部 I C T 活用工事実施要領等については令和 6 年 10 月に制定し、I C T 施工技術の活用を推進してきたところですが、令和 7 年 4 月に国土交通省 I C T 活用工事実施要領が改定されたことに伴い、県土整備部 I C T 活用工事実施要領を改定するものです。

この改定は令和 7 年 11 月 1 日以降の工事に適用することとします。

また、この度の改定において適用する国土交通省 I C T 活用工事実施要領(国実施要領)は「令和 7 年 4 月版」とします。

■ I C T 活用工事実施要領		I C T 活用工事実施要領
(県実施要領 1 3 工種 (R6. 10))	➤	(県実施要領 1 1 工種 (R7. 11))
(国実施要領 1 4 工種 (R6. 4))	➤	(国実施要領 1 3 工種 (R7. 4))

実施要領の構成と国土交通省 I C T 活用工事実施要領との関係について

県実施要領は、発注方式や工事成績評定等 I C T 活用工事実施の推進のための措置等に関して国実施要領と運用が異なる部分について扱いを定めるものとしています。このため、両実施要領の記載内容の優先は、県実施要領、国実施要領の順とします。

また、県実施要領は実施要領本体と国実施要領の工種に応じた入札公告・特記仕様書記載例で構成されています。

- 県実施要領 … ・実施要領本体
- ・入札公告・特記仕様書記載例（土工編、法面工編、擁壁工編、地盤改良工編、基礎工編、河川浚渫編、舗装工編、舗装工（修繕工）編、構造物工（橋梁上部）編、構造物工（橋脚・橋台）編、コンクリート堰堤工編）

旧要領（令和 6 年 10 月改定版）と運用が変更となる箇所について

■ 土工の実施要領及び積算要領の統合

実施要領の「土工 1000m³ 未満」と「小規模土工」が「土工」に統合されます。あわせて、積算要領は「(旧) 土工」が「土工 1,000m³ 以上」となり、「(旧) 土工 1000m³ 未満」と「小規模土工」が「土工 1,000m³ 未満」に統合されます。

■ 面管理による土工 1,000m³ 未満（及び小規模土工）の 3 次元出来形管理費用計上の廃止

面管理を行った場合に限り、3 次元出来形管理と 3 次元データ納品費用を計上していた土工 1,000m³ 未満については、今後計上されなくなります。

■ 作業土工（床掘工）における起工測量

作業土工（床掘工）における起工測量については、従来手法によるものが選択できるように

なります。（従来手法で行ってもＩＣＴ活用とみなします。）

■ ＩＣＴ建設機械の保守点検費の廃止

ＩＣＴ建機にて施工する際、機械種別ごとに計上していた保守点検費については、廃止となります。

■ 舗装工（修繕工）

ＩＣＴ建設機械による施工について、これまでは従来型機械による施工を選択できましたが、今後はＩＣＴ建機による施工が「必須」となります。（ただし、ＩＣＴ建機の調達が困難な場合は従来型機械で施工してもＩＣＴ活用とみなします。）

※県では部分活用を可能としておりますので、従来型機械で施工した場合でも、建機施工以外でＩＣＴを活用していれば、部分活用として評価されます。

■ ３次元出来形管理・３次元データ納品の記載内容の見直し

変更積算にて費用計上できる出来形管理の種類及び手法について、明確化しました。

国要領（令和７年４月改定版）と運用が異なる箇所について

■ ＩＣＴ施工原則化に伴う対応

国では「土工」「河川浚渫」において全て「発注者指定型」による発注とし、工事成績評価における加点措置も廃止するとしております。

一方、本県においては、ＩＣＴ活用工事の実施状況等を鑑み、今回の改定での適用は行わないこととします。

引続き、「土工」においては金額と規模要件による「発注者指定型」と「施工者希望型」、「河川浚渫」においては「施工者希望型」における発注を原則とし、工事成績評価による加点措置も継続します。